

1 意見募集の趣旨

「人口減少時代における警備業務の在り方に関する報告書」の内容や業界からの意見等を踏まえ、「警備業法施行規則」（昭和58年総理府令第1号）等について所要の改正を行うに当たり、広く一般から意見を募集するもの。

2 期間

令和元年6月10日（月）から7月9日（火）までの間

3 概要

(1) 警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案

ア 警備員教育における教育時間及び教育頻度の見直し（第38条関係）

各営業所及び警備業務の現場における警備員への指導教育体制の充実及び警備員の質の向上が図られたことで、より短時間の教育で教育目的を達成することができる状況にあることなどを踏まえ、警備員教育における教育時間及び教育頻度を見直すこととする（新任教育※1：30時間以上→20時間以上、現任教育※2：年間16時間以上→年間10時間以上、現任教育の頻度：半年ごと→1年ごと）。

※1 新たに警備業務に従事させようとする警備員に対する教育

※2 現に警備業務に従事させている警備員に対する教育

イ 警備員教育における実施可能な講義の方法の拡大（第38条関係）

警備員教育において実施可能な講義の方法に、電気通信回線を使用して行うものを追加することとする。

(2) 警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則案

ア 雑踏警備及び空港保安警備業務における配置基準の見直し（第2条関係）

特定の種別の警備業務については、当該業務に係る検定合格警備員を場所や区域ごとに一人又は一人以上配置する必要があるところ、ICT等の技術の進展を踏まえ、雑踏警備業務及び空港保安警備業務を行う場所の範囲を特定するに当たっては、ICT等の技術の利用の状況を勘案するものとする。

イ 登録講習機関による講習会の実施基準の見直し（第17条関係）

登録講習機関が行う講習会については、講師1人当たりの受講者数が制限（学科講習：40人以下、実技講習：10人以下）されているところ、効率的な講習会の実施により受講者数の増加に資するため、当該制限を撤廃することとする。

4 施行期日

公布の日

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 2</p>	<p>五代目工藤會及び旭琉會の指定の 確認について</p>	<p>令和元年6月6日</p> <p>刑 事 局</p>
<p>1 概要</p> <p>平成31年4月12日に、福岡県及び沖縄県の各公安委員会から、次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。</p> <p>(1) 五代目工藤會（主たる事務所:福岡県、代表する者:野村^{のむら} 悟^{さとる}、構成員:約320人）</p> <p>(2) 旭琉會（主たる事務所:沖縄県、代表する者:富永^{とみなが} 清^{きよし}、構成員:約310人）</p> <p>2 指定の要件に該当すると認める理由</p> <p>(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性</p> <p>各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。</p> <p>○ 威力を利用した資金獲得活動の状況</p> <p>前回指定の効力発生日（平成28年6月26日）以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令を受けている。</p> <p>(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性</p> <p>各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。</p> <p>(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性</p> <p>各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、指示又は命令できる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。</p>		

公安委員会 説明資料No. 3	静岡県南伊豆町における 覚醒剤の大量所持事件の検挙について	令和元年6月6日 刑 事 局
--------------------	----------------------------------	-------------------

1 事案の概要

警視庁等は、本年6月4日までに、静岡県南伊豆町の海岸において、大量の覚醒剤を所持していた外国人被疑者7名を、覚せい剤取締法違反（営利目的所持）の容疑で逮捕した。

2 逮捕被疑者等

- (1) 中華人民共和国 (35歳) 男 営利目的所持
- (2) 中華人民共和国 (28歳) 男 営利目的所持

上記2名のほか5名

3 押収物

覚醒剤 相当量（鑑定中）

4 参考

- (1) 警視庁、静岡県警察、福岡県警察、海上保安庁、東京税関及び関東信越厚生局麻薬取締部による合同捜査本部

- (2) 過去の大量覚醒剤押収事案

検挙年月日	押収量（順位）	概 要
H28. 5. 17	597. 0kg	洋上取引を行ったヨットが沖縄県に入港
H11. 10. 3	564. 6kg	北朝鮮来覚醒剤を鹿児島県にて陸揚げ
H8. 7. 16	528. 0kg	海上コンテナを用いて輸入
H29. 8. 22	474. 7kg	洋上取引を行った船舶で茨城県に陸揚げ
H29. 5. 3	350. 9kg	海上コンテナを用いて輸入

公安委員会 説明資料No. 4	平成30年中の特定秘密の指定及びその解除並びに保護措置並びに適性評価の実施の状況について	令和元年6月6日 警備局長 官官房
--------------------	--	-------------------------

1 概要

警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則に基づき、警察庁における特定秘密の指定及び解除の状況等について報告するもの。

2 特定秘密の指定及びその解除の実施の状況について

(1) 指定

警察庁においては、平成30年中に以下の4件の特定秘密を指定した(平成30年末時点の特定秘密は計38件。)

- 部隊の戦術・運用関係 1件
- テロリズム関係 2件
- 外国の政府等との協力関係 1件

※ 保有する特定秘密文書等の件数(平成30年末現在)
31,919件(都道府県警察保有分を含む。)

(2) 指定の解除

平成30年中、特定秘密の指定の解除はなかった。

3 特定秘密の保護措置の実施の状況について

(1) 概要

警察庁及び各都道府県警察においては、主に以下のような保護措置を実施している。

- 職員に対する特定秘密の保護に関する教育の実施
- 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- 特定秘密文書等の作成、運搬、保管等の取扱いの方法の制限

(2) 保護措置の状況の検査の実施

警察庁及び各都道府県警察における特定秘密の保護の状況について検査を実施したところ、以上の保護措置が適切に講じられており、指摘すべき事項はなかった。

4 適性評価の実施の状況について

警察庁及び各都道府県警察においては平成30年中、適性評価を959件(うち警察庁206件、都道府県警察753件)実施した。

5 その他

平成30年中の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、近日中に、政府から国会報告が行われる予定。